

上田市地域防災計画【震災対策編】
主な修正点に係る修正

新旧対照表

令和7年3月

頁	新	旧	修正理由・備考								
2	<p>第1節 計画作成の趣旨</p> <p>1 計画の目的</p> <p>この計画は、市民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な地震に備え、対処するため、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災、長野県北部の地震、<u>能登半島地震</u>などの大規模災害の教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、市、県、公共機関、事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。</p>	<p>第1節 計画作成の趣旨</p> <p>1 計画の目的</p> <p>この計画は、市民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な地震に備え、対処するため、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災、長野県北部の地震_____などの大規模災害の教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、市、県、公共機関、事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。</p>	能登半島地震追加								
7	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="241 491 1059 651"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送事業者</td> <td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン) <u>天気</u>予報及び警報、災害情報等広報に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン) <u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1093 491 1910 651"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送事業者</td> <td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン) <u>気象</u>予報及び警報、災害情報等広報に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン) <u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること	文言の修正
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン) <u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること										
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン) <u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること										
18	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(6) <u>「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。</u></p> <p>(7) <u>国関係機関、市町村及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WE B)に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</u></p> <p>(8) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求められることができる仕組みの構築に努めるものとする。</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求められることができる仕組みの構築に努めるものとする。</p>	県の地域防災計画に合わせて修正								

頁	新	旧	修正理由・備考
19	<p>3 通信手段の確保</p> <p>(4) <u>通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、震災時を想定した非常通信訓練を行う。</u></p> <p>(5) <u>衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。</u></p> <p>(6) <u>震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。</u></p> <p>(7) <u>東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。</u></p>	<p>3 通信手段の確保</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) <u>衛星携帯電話、MCA移動無線</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。</p> <p>(5) <u>震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	風水害対策編と記載の統一
23	<p>第5節 救助・救急・医療計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>4 消防署所の耐震診断等を実施促進、<u>病院の災害支援体制強化のための段階的な施設・設備整備を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p><u>(4) 大規模地震など、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</u></p>	<p>第5節 救助・救急・医療計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>4 消防署所の耐震診断等を実施促進、<u>災害拠点</u>病院の災害支援体制強化のための段階的な施設・設備整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p><u>(新設)</u></p>	災害拠点病院に特化していたものを病院に拡大
31	<p>第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。</p> <p>また、<u>気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の感染症対策や生活環境改善が求められている。</u></p> <p>そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。</p>	<p>第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。</p> <p>また、<u>避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。</u></p> <p>そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。</p>	県の地域防災計画に合わせて修正

頁	新	旧	修正理由・備考
31	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 市は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、<u>感染症</u>の対応に関する情報を提供するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 市は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の対応に関する情報を提供するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
34	<p>2 避難場所等の確保</p> <p>(4) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、地域的な特性や過去の訓練、想定される災害、<u>感染症</u>対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、指定避難所の場所、<u>収容人数、家庭動物の受入れ方法</u>等について、平常時から住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>2 避難場所等の確保</p> <p>(4) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、地域的な特性や過去の訓練、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、指定避難所の場所、<u>受入人数</u>等について、平常時から住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	
35	<p>3 避難所の確保</p> <p>(9) 指定避難所に指定した施設については、<u>良好な生活環境</u>を確保するために、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じて、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>3 避難所の確保</p> <p>(9) 指定避難所に指定した施設については、<u>必要に応じ、良好な生活環境</u>を確保するために、<u>換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	
36	<p>(11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、<u>給水タンク、仮設トイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(13) 指定された指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド(以下「段ボールベッド等」という。)、パーティション、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</u>また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p>	<p>(11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、<u>仮設トイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話</u>等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(13) 指定された指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド(以下「段ボールベッド等」という。)、パーティション、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
38	<p>6 <u>避難所以外で避難生活を送る</u>避難者等への支援</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。</u></p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。</u></p> <p><u>このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア <u>保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の实情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>イ <u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の实情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>ウ <u>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の实情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>エ 避難行動要支援者以外の状況把握</p> <p>民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外についても保健福祉サービスの必要がある者の把握に努めるものとする。</p>	<p>6 <u>在宅</u>避難者等の支援</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</u></p> <p>ア <u>在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）</u></p> <p>イ <u>親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）</u>加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア <u>住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。</u></p> <p>イ 避難行動要支援者以外の状況把握</p> <p>民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外についても保健福祉サービスの必要がある者の把握に努めるものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
48	<p>第19節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>老朽施設の更新、<u>耐震化及び</u>改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。</p>	<p>第19節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>老朽施設の更新、<u> </u>改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。</p>	<p>文言の追加</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
49	<p>第20節 下水道施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。</p> <p>そのため、地震等の災害時においてもライフライン機能を確保し、地震に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。</p> <p>このため、地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については補強・改築・<u>耐震化</u>に努め、今後建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。</p> <p>また、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築、<u>耐震化</u>を実施する。 2 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。 3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。 4 下水道施設台帳等の整備・拡充を図る。 5 管渠及び処理場施設の、系統の多重化を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新耐震基準に基づく施設整備 <u>重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、<u>耐震化を計画的に進める。</u></u> <p>(略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳等の整備・拡充 下水道施設台帳等の適切な調製・保管に努める。また、<u>台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。</u> 	<p>第20節 下水道施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。</p> <p>そのため、地震等の災害時においてもライフライン機能を確保し、地震に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。</p> <p>このため、地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については補強・改築<u> </u>に努め、今後建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。</p> <p>また、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築<u> </u>を実施する。 2 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。 3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。 4 下水道施設台帳等の整備・拡充を図る。 5 管渠及び処理場施設の、系統の多重化を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新耐震基準に基づく施設整備 <u>(1) 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、<u>必要に応じて補強等の対策を講ずる。</u></u> <u>(2) 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査等を実施し、<u>新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。</u></u> <p>(略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳等の整備・拡充 下水道施設台帳等の適切な調製・保管に努める。また、<u>必要に応じて</u>台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。 	<p>施設の耐震化について 追記</p> <p>表現の整理</p> <p>文言の削除</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
50	<p>第21節 通信・放送施設災害予防計画 第3 計画の内容 1 緊急時のための通信確保</p> <p><u>(1) 各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器の整備・耐震化を図るものとする。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。</u></p> <p><u>(2) 非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</u></p>	<p>第21節 通信・放送施設災害予防計画 第3 計画の内容 1 緊急時のための通信確保</p> <p><u>各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備</u></p> <p>する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。</p> <p><u>また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
57	<p>第29節 ため池災害予防計画 第3 計画の内容 1 ため池の諸元、改修履歴等について明記した「ため池データベース」の施設の状態について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告するものとする。</p>	<p>第29節 ため池災害予防計画 第3 計画の内容 1 ため池の諸元、改修履歴等について明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状態について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告するものとする。</p>	<p>管理方法の変更に伴う修正</p>
63	<p>第33節 防災知識普及計画 第3 計画の内容 1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p><u>なお、啓発啓発活動を行う際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第33節 防災知識普及計画 第3 計画の内容 1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
64	<p>ト 平素住民が実施しうる、<u>家具の固定、消火器、ガスのマイコンメーター及び感震ブレーカーの設置等</u>の出火防止措置等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p>	<p>ト 平素住民が実施しうる、<u>概ね3日分の生活必需品の備蓄</u>、家具の固定、<u>_____</u>出火防止<u>_____</u>等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p>	

頁	新	旧	修正理由・備考
65	<p>(9) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、<u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p>	<p>(9) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
79	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 災害情報の収集・連絡活動 第2 活動の内容 6 通信手段の確保</p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機、<u>高所監視カメラ</u>等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 災害情報の収集・連絡活動 第2 活動の内容 6 通信手段の確保</p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機<u>_____</u>等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
81	<p>第3節 広域相互応援活動 第1 基本方針</p> <p>災害時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、被災市町村にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。</p> <p>また、被災地以外の市町村にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p><u>なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p>	<p>第3節 広域相互応援活動 第1 基本方針</p> <p>災害時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、被災市町村にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。</p> <p>また、被災地以外の市町村にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p><u>_____</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
101	<p>第1 1 節 避難受入及び情報提供活動 第3 活動の内容 5 指定避難所の運営 (2) 実施計画 カ 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。 <u>(ア) トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮</u> <u>(イ) 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供</u> <u>(ウ) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</u> <u>(エ) 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保</u> <u>(オ) 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握</u> a <u>パーティション等によるプライバシーの確保状況</u> b <u>段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況</u> c <u>入浴施設設置の有無及び利用頻度</u> d <u>洗濯等の頻度</u> e <u>医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u> f <u>暑さ・寒さ対策の必要性</u> g <u>食料の確保、配食等の状況</u> h <u>し尿及びごみの処理状況</u> <u>(カ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握</u> キ 指定避難所における <u>感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p>	<p>第1 1 節 避難受入及び情報提供活動 第3 活動の内容 5 指定避難所の運営 (2) 実施計画 カ 指定避難所における生活環境に _____ 注意を払い、 _____ 常に良好なものであるよう努めるものとする。 <u>そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</u> <u>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</u> キ 指定避難所における <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正及び記載方法の整理</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
102	<p>サ 指定避難所への受入れ及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>(ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。</p> <p><u>(イ) 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、男女を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するものとする。</u></p> <p>(ウ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。</p> <p>(エ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての指定避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。</p> <p>a 介護職員等の派遣</p> <p>b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</p> <p>c 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p><u>(オ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</u></p> <p><u>(カ) 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。</u></p>	<p>サ 指定避難所への受入れ及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>(ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(イ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての指定避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。</p> <p>a 介護職員等の派遣</p> <p>b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</p> <p>c 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p><u>d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</u></p> <p><u>e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。</u></p>	<p>性的マイノリティの方への配慮を追記及び記載方法の整理</p>

